

平成 1 8 年度

補正予算の概要

(平成 1 8 年 5 月 2 3 日専決処分)

平成18年5月23日専決処分

歳入歳出補正予算事項別明細書

老人保健事業特別会計

(歳入)

款	補正前予算額	補正額	計
1 支払基金交付金	13,311,603	0	13,311,603
2 国庫支出金	7,434,527	0	7,434,527
3 県支出金	1,858,631	0	1,858,631
4 繰入金	1,858,631	0	1,858,631
5 繰越金	1	1	0
6 諸収入	3	217,439	217,442
歳入合計	24,463,396	217,438	24,680,834

(歳出)

款	補正前予算額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 医療諸費	24,463,393	0	24,463,393				
2 諸支出金	3	95,161	95,164			95,161	
3 繰上充用金	0	122,277	122,277			122,277	
歳出合計	24,463,396	217,438	24,680,834			217,438	

平成 18 年 5 月 23 日専決処分

(単位：千円)

特別会計

老人保健事業特別会計 217,438

〔 補正前 24,463,396 補正額 217,438 計 24,680,834 〕

平成 17 年 度 歳 入		平成 18 年 度	
歳入		歳 入	歳 出
区 分	決算見込額		
不足分	国庫支出金	217,438	雑入 217,439
	小 計	217,438	繰越金 1
	支払基金医療費 交 付 金	67,213	
超過分	県 支 出 金	27,948	
	小 計	95,161	諸支出金 95,161
差 引		122,277	繰上充用金 122,277
合 計		217,438	217,438

地方自治法施行令

(翌年度歳入の繰上充用)

第 166 条の 2

会計年度経過後にいたって歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。